

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第18号

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第5項から第7項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1)～(10) 略 (11) 人事交流等職員 次に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。 ア 略 イ <u>香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> （昭和43年香川県条例第4号）の適用を受ける職員 ウ <u>香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> （平成19年香川県条例第5号）の適用を受ける職員 エ～カ 略 キ アからカまでに掲げる者に準ずる者として人事委員会の定める者 (平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給) 第5条 切替日以降に人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）となった者であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けこととなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第5項各号の規定の例により算定した額に相当する額（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあっては、人事委員会に協議して教育委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。 2 切替日以降に人事交流等職員となった者であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものには、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 略 (11) 人事交流等職員 <u>切替日以降に、</u> 次に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。 ア 略 イ <u>香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</u> （昭和43年香川県条例第4号）の適用を受ける職員 ウ～オ 略 カ アからオまでに掲げる者に準ずる者として人事委員会の定める者 (平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給) 第5条 人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けこととなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第5項各号の規定の例により算定した額に相当する額（人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあっては、人事委員会に協議して教育委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。 2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものには、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受

き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料の額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成18年改正給与条例附則第6項の規定による給料の額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。